

令和7年第2回定例会 口頭報告

(令和7年6月24日)

令和6年度の工事監査その他2件の監査結果について、ご報告いたします。

1件目は、工事監査についてでございます。今回は、工事件名「北綾瀬駅前交通広場及びペDESTリアンデッキ整備工事」について、一般社団法人「東京技術士会」に技術調査を委託し、調査結果を参考に監査を実施いたしました。その結果、監査した限りにおいて指摘事項等は特にございませんでした。

2件目は、区が補助金などの財政支援や出資等を行っている団体と、その所管課を対象とした財政援助団体等の監査についてでございます。監査した限りにおいて指摘事項等は特にございませんでした。

3件目は、指定管理者制度に基づく指定管理者と、その所管課を対象とした監査についてでございます。その結果、指摘事項が1点、及び監査委員意見が2点ございました。

指摘事項は、「施設の安全管理について」でございます。

足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールは、区及び区教育委員会と指定管理者が基本協定及び年度協定を締結し、これらに基づいて指定管理者が施設の管理運営を行っております。今回、施設の設備維持保全について監査しましたところ、以下のような不適切な処理が認められました。

当該指定管理者は、協定に基づく消防設備等の点検を令和6年3月に実施し、その結果、防火扉と防火シャッターに閉鎖障害があることを所管の地域文化課から指摘されておりましたが、監査を実施した令和7年1月現在においても是正されておりませんでした。

中でも、防火扉の閉鎖障害については、令和2年から令和6年まで計9回同様の指摘が繰り返されており、扉前の物品を片付ければ容易に対応可能であるにもかかわらず長期間是正されておらず、所管する地域文化課において、自らの指摘事項の是正状況を確認していなかったことは不特定多数の人が利用する公共施設の安全管理に問題があると言わざるを得ません。

今後このようなことが繰り返されないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

監査委員意見の1点目は、「花畑公園及び花畑公園桜花亭の高木剪定作業にかかる費用負担について」でございます。

日本庭園維持管理業務費について、収支報告書では540万円余の実績超過となっております。この主因は、日本庭園内の高木が生育すると倒木の危険があることから、指定管理者が区と協議のうえ剪定作業を実施し、その費用として420万円余を支出したことによるものでした。

この高木剪定は、高額でもあり、危険性の判断に基づいた、日常の維持管理とは言い難いものでもあるため、指定管理制度の趣旨に鑑み、区が負担すべく年度末に精算を行うなど、指定管理者に過度な負担を負わせない対応が必要ではなかったかという旨の意見を付しております。

監査委員意見の2点目は、その点も含めた全体としての「指定管理者制度の見直しについて」でございます。

以前の監査報告では、多額の収支余剰の事例をもとに指定管理者の制度・運用の見直しを求める意見を付しておりましたが、現在では逆に人件費・物価高騰等

による経営圧迫により、指定管理者の「適正利益」の確保が危うくなる事態も想定されるところです。先ほどの高木剪定の費用負担の例も踏まえ、区と指定管理者との適正な費用負担の在り方、指定管理における「適正利益」の確保のための協定・精算等の在り方を含め、区として指定管理者制度が持続可能な形で適正に運営されるよう、柔軟な運用を可能とするような見直しが必要ではないかという旨の意見を付しております。

なお、この見直しの中で、指定管理者のシステム化等による運営上の創意工夫を、区からの過度な人員配置指定などによって阻害することがないよう期待する旨の意見も付しております。

以上が、令和6年度の工事監査その他2件の監査結果でございます。

執行機関及び各団体におかれましては、今後とも適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査結果の報告とさせていただきます。